

伊丹市立演劇ホール条例を廃止する等の条例の制定について

伊丹市立演劇ホール条例を廃止する等の条例を別記のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市立演劇ホールを廃止するとともに、伊丹市立文化会館及び伊丹市立音楽ホールの設置目的及び事業について所要の改正を行うため。

伊丹市立演劇ホール条例を廃止する等の条例（令和7年伊丹市条例第 号）

（伊丹市立演劇ホール条例の廃止）

第1条 伊丹市立演劇ホール条例（昭和63年伊丹市条例第4号）は、廃止する。

（伊丹市立文化会館条例の一部改正）

第2条 伊丹市立文化会館条例（平成9年伊丹市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 文化芸術の鑑賞，創造及び交流を通じて市民の文化芸術に関する活動を促進することにより，文化芸術の振興を図り，心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため，伊丹市立文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

第3条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 音楽，舞踊，演劇その他の文化芸術の公演若しくは発表又は創作活動のため，施設をその利用に供すること。
- (2) 文化芸術の公演を企画し，又は実施すること。
- (3) 文化芸術の普及啓発に関すること。
- (4) 文化芸術に関する資料の収集，情報の提供及び相談に関すること。
- (5) 文化芸術に関する団体等の支援及び事業の実施に必要な人材の育成に関すること。

（伊丹市立音楽ホール条例の一部改正）

第3条 伊丹市立音楽ホール条例（平成3年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 音楽を中心とした文化芸術の鑑賞，創造および交流を通じて市民の文化芸術に関する活動を促進することにより，文化

芸術の振興を図り，心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため，伊丹市立音楽ホール（以下「ホール」という。）を設置する。

第3条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 音楽，舞踊，演劇その他の文化芸術の公演もしくは発表または創作活動のため，施設をその利用に供すること。
- (2) 音楽を中心とした文化芸術の公演を企画し，または実施すること。
- (3) 音楽を中心とした文化芸術の普及啓発に関すること。
- (4) 音楽を中心とした文化芸術に関する資料の収集，情報の提供および相談に関すること。
- (5) 音楽を中心とした文化芸術に関する団体等の支援および事業の実施に必要な人材の育成に関すること。

付 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。